

**指定管理者制度運用指針
(第6版)**

熱 海 市

令和6年4月

はじめに

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）」が施行されたことにより「指定管理者制度」が導入され、それまで公共的団体等（地方自治体が出資する法人など）に限定されていた「公の施設」の管理運営について、民間企業や N P O 等の団体に委ねることが可能となった。

本市においても、市民サービスの向上、行財政改革の一環として、積極的に指定管理者制度の導入を図るべく、平成 16 年度に公の施設の管理運営のあり方を検討したうえで、平成 17 年度に「熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 6 号）」（以下、「条例」という。）及び「熱海市指定管理者選定委員会設置要綱（平成 17 年告示第 68 号）」（以下、「要綱」という。）を制定するとともに、指定管理者制度の導入に対する本市の基本的な考え方等を記した「指定管理者制度運用指針」（以下、「指針」という。）を策定した。

現在、本市では[表①]の施設について指定管理者制度を導入済であるが、順次指定期間の満了を迎えることから、指針について、現状に則した見直しを行ったものである。

[表①]指定管理者制度を導入済の施設（令和 6 年 4 月現在）

施設名称	指定の期間 (年度)
熱海市駐車場	R6～R10
熱海市初島高齢者健康増進施設	R3～R7
熱海市起雲閣	R5～R9
小山臨海公園	R5～R9
姫の沢公園	R6～R10
熱海駅前自転車等駐車場	R6～R10
マリンスパあたま	R6～R10
児童発達支援センター	R6～R10

第1章 指定管理者制度の概要

1 制度の目的

「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」（平成15年7月17日付け総行第87号 総務省自治行政局長通知）を目的としている。

2 管理委託制度と指定管理者制度の比較

従来の管理委託制度では、受託主体が公共的団体等（地方自治体が出資する法人など）に限定されていたが、受託主体について制限が無くなり、民間企業やNPO等の団体についても公の施設の管理運営に参入することが可能となった。

また、管理委託制度下では地方自治体が行っていた施設の使用許可権限など、施設に関する管理権限を指定管理者に対して委任することが可能となった。ただし、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可など、法令によって地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできない。

指定管理者制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含めて、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度」（平成22年12月28日付け総行経第38号 総務省自治行政局長通知）となっている。

管理委託制度との主な相違点は、[表②]に示すとおりである。

[表②]管理委託制度と指定管理者制度の主な相違点

	管理委託制度	指定管理者制度
受託主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の出資法人のうち、一定要件(1/2以上の出資など)を満たすもの ・ 公共団体(土地改良区など) ・ 公共的団体(農協、生協、社会福祉協議会、自治会など) 	民間事業者を含む法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
受託主体の権限と業務範囲	①施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う ②施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引続き有し、施設の使用許可権限は委託できない	①施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。利用料金についても、条例で定める範囲内で指定管理者が決定して地方公共団体の長が承認する。 ②施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
法的関係	委託（契約） ※私法上の契約関係であり、契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託	指定（行政処分） ※指定処分は請負契約とは異なり、入札手続きの対象とはならない。
契約又は指定にあたり議会の議決	不要	必要

3 指定管理者の「指定」の性格

指定管理者の指定は行政処分的一种であり、「契約」ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく「入札」の対象とはならない。

また、指定管理者による公の施設の管理は、当該地方公共団体に代って行うものであって、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つ（指定管理者の提供するサービスを地方公共団体が買い上げる）ものではないため、いわゆる「請負」には当たらないと解される。

管理業務の実施に当たっての細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとなるので、その場合には両者の間で「協定」等を締結することが適当である。

指定管理者制度は、「公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なる」（平成 22 年 12 月 28 日付け総行経第 38 号 総務省自治行政局長通知）ものである。

4 指定の期間

指定の期間について法令上の定めはないが、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、効果的、効率的な管理という観点から不適切と考えられるので、各地方公共団体において、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案して、最も適した期間を設定する必要がある。

5 利用料金制度と指定管理料

利用料金制度とは、地方公共団体が適当と認める場合に、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させる制度のことであり、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定によるものである。ただし、その場合においては、「利用料金の額の設定については、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例に定める範囲内で、あらかじめ地方公共団体の承認を得なければならない。」（地方自治法第 244 条の 2 第 9 項）と規定されている。したがって、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、① 全て利用料金で賄う、② 全て設置者である地方公共団体からの支出金（指定管理料）で賄う、③ 一部を利用料金で、残りを地方公共団体からの支出金（指定管理料）で賄う、これらの 3 つの方法が考えられる。

【参考】地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二（略）

2～7（略）

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10～11（略）

第2章 指定管理者制度の導入についての基本的な考え方と検討項目

本市では、平成18年度から指定管理者制度を順次導入しているところではあるが、今後においても、現在、直営にて管理運営を行っている施設及び今後新設される施設について、法改正の趣旨に則り、次の5項目について検討し、「指定管理者制度」を導入する。

- (1) 施設の設置目的や提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を踏まえたうえで、民間企業やNPO等の団体による管理運営が可能であるか。
- (2) 民間企業やNPO等の団体が管理運営することによって、提供するサービス内容の充実や団体が有するノウハウの活用が期待できるか。
- (3) 民間企業やNPO等の団体が管理運営することによって、コストの削減が可能であるか。
- (4) 民間企業やNPO等の団体が管理運営することについて、施設利用者の理解が得られるか。
- (5) 民間企業やNPO等の団体が管理運営を行っても、施設利用の平等性、公平性（守秘義務の確保等を含む）を十分に確保することが可能であるか。

第3章 指定管理者制度運用の手順

1 制度導入の方針決定

施設所管課(室)において、施設の現状分析、今後のあり方等の管理運営状況のチェックを行ったうえで、企画財政課と制度導入について検討する。その検討結果をもとに、行政事務改善委員会で制度導入の可否等について方針を決定する。

2 施設の設置条例の制定（一部改正）

指定管理者制度を導入する場合には、地方自治法第244条の2第3項及び同条第4項の規定に基づき、施設所管課(室)において当該施設の設置条例の制定（一部改正）を行い、「指定管理者に管理を行わせる」旨の規定など、[表③]に示す事項を定める。

【参考】地方自治法
(公の施設の設置、管理及び廃止)
第二百四十四条の二（略）
2（略）
3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
5～11（略）

[表③]施設の設置条例で定める事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該公の施設に関して「指定管理者に管理に関する業務を行わせる」旨の規定② 指定管理者の指定手続きについて③ 指定管理者が行う管理の基準について（休館日、開館時間、使用制限の要件など）④ 指定管理者が行う業務の範囲について（施設・設備の維持管理、施設の使用許可など） |
|---|

3 指定管理者（候補者）の募集方法

(1) 公募

指定管理者（候補者）の募集は、原則として公募により実施する。公募の実施に当たっては、[表④]の点に留意する。

(2) 非公募

熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）第2条第1項但し書きに従い、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、管理を代行するものを特定することが必要な施設については、公募によらず、同条第2項に規定する市が出資している法人、公共的団体、NPO法人等の特定の団体を指定管理者として選定することができる。この場合において、施設所管課（室）は、①施設の特性、②設置目的の効果的かつ効率的な達成、③団体の特性、等の観点から、指定手續条例第2条第1項但し書き及び第2項に適合することを明確に説明することとする。非公募の判断は同条に基づき行うが、その参考として、公募によらない選定を行うことが想定される施設の例示を[表⑤]に示す。

非公募による選定を行う場合であっても、公募に準じ、必要な申請書類等の作成及び提出を求め、選定基準に照らし審査を行うこととする。

なお、非公募の判断は選定ごとに行うこととする。(一度非公募により指定管理者(候補者)を選定した場合であっても、次回選定時には、その時点において非公募とする理由に該当するかを改めて判断する。)

【参考】熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(公募)

第2条 市長(教育委員会)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、市長(教育委員会)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) (略)

2 前項ただし書に規定する場合において、当該施設の指定管理者として選定することができる団体は、市が出資している法人、公共的団体、NPO法人等とする。

[表④]公募を実施する際の留意点

① 施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定期間、利用料金に関する事項、申請方法、提出書類等を明示した募集要項を作成すること。

② 公告、ホームページ、広報紙等を活用するなど、幅広く周知すること。

③ 公募期間については、周知に十分な期間を確保する必要があることから、少なくとも1ヶ月以上を確保すること。ただし、緊急を要する場合にはこの限りでない。

④ 必要に応じて現地説明会を開催するなど、十分な情報提供に努めること。

[表⑤]公募によらない施設の例示

① 法人等の設立目的とその設置目的が密接不可分であるような施設や法人等の役割と施設の設置目的、機能が一致するような施設で、その法人等が管理運営を行うことにより、効果的かつ効率的な施設運営が期待できる施設

② 地域密着型の施設

(ア) 地域住民が専ら使用している施設であり、当該地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

(イ) 地域の文化的遺産などの保存等を目的とした施設であり、地域住民で組織する団体が現在管理運営を受託しているもの又は指定管理者になりうる団体が具体的に予定されているもの

③ その他、市施策との連動性や運用形態の特殊性などから効果的・効率的な管理運営が期待できる団体が特定される施設

4 指定の期間

指定の期間に関する法令上の定めはないが、原則として5年間を標準の期間として設定する。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

5 指定管理者選定委員会の設置

指定管理者（候補者）の募集方法等の決定と募集要項、選定基準、審査項目等の検討、その選定について、要綱に基づいて設置する熱海市指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）において行う。

なお、公募によらず特定の団体等を選定する場合においても、委員会を設置するものとする。

委員会の委員については、要綱上「委員会の委員は、10 人以内とし、市職員のうちから市長が任命する。ただし、市長が必要であると認めるときは、市職員以外の者に対して委員の委嘱をすることができる。」（要綱第 3 条第 1 項）と規定されている。

指定管理者（候補者）の選定に際しては、市民の意見を幅広く取り入れることを目的として、施設利用団体の代表者、地域住民等を市民委員として委嘱することができる。また、公募の場合においては、会計・経営管理、施設管理等の専門家を委員として委嘱する。

委員の任命、委嘱に係る委員の選定については、施設所管課(室)と企画担当課の間で調整し、委員会の庶務は企画担当課において行う。ただし、教育委員会が所管する公の施設にあっては、当該公の施設所管課において委員の選定を行うとともに、委員会の庶務を行うものとする。

なお、公募の際に委員が所属・関係する団体等から応募があった場合には、選定過程の公平性・透明性を担保するために、当該応募団体に所属・関係する委員について交代させるものとする。また、委員は委員会における審議内容等を外部に漏らしてはならない。

6 指定管理者（候補者）の選定方法

別に定める「指定管理者（候補者）選定の審査方針」により委員会において選定する。

7 選定後の手続等

施設所管課(室)は、委員会において指定管理者（候補者）が選定された後、すみやかに選定結果を応募のあった全団体に通知するものとし、ホームページ等を用いて選定した団体の名称、選定理由、採点結果等を公表する。

指定管理者の指定に関しては、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間等について議決を得なければならない。

議決を得た後、指定管理者との間で業務の範囲、業務の条件等を定めた協定書を締結する。

8 その他

指定管理者による管理が開始された後、施設所管課(室)は、適正な管理運営が行われているかをチェックし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、業務の全部又は一部について停止を命じることができる。指定管理者は、毎年度又は必要に応じて、管理運営業務の実施状況、施設の利用状況、使用料等の収入の実績、管理経費等の状況等を記載した事業報告書を提出する。

なお、指定管理者による管理運営について、市が求めるサービス水準を達成しているか否かなどを公平・公正に評価するために、施設所管課(室)は、必要に応じて要綱を作成して第三者評価機関を設置するものとする。

指定管理者選定までの流れ(基本)

